Convention on the Rights of Persons with Disabilities

**“**Concluding observations on the initial report of Japan\***”**

Adopted by the Committee at its twenty-seventh session (15 August–9 September 2022).

**国連障害者権利委員会**

**「障害者権利条約に関する日本国の第** 1 **回報告に対する最終見解」**

2022 **年** 10 **月** 7 **日** (**注**1)

### 対訳：高橋優輔、澤井大和、宇野晃人、柳下 祥、笠井清登、福田正人 (注2)

(注1) 2022年8月15日～9月9日に開催された第27回会議にて委員会により採択された。

今回の勧告は日本が障害者権利条約（2 006年に国連で採択）を2 014 年に批准してから初めてのもので、拘束力はないものの、対応のうえで2 028 年2月20日までの報告が求められている。

(注2) 高橋・澤井・宇野・笠井＝東京大学精神医学、柳下=東京大学構造生理学、福田＝群馬大学精神医学、笠井・福田＝日本統合失調症学会

I. **はじめに**

1. **本委員会は、第**1**回日本政府報告**(**注**3)2022**年**8**月**22**日及び**23**日にそれぞれ開催された第**594**回及び第**595**回集会**(**注**4)**で審査した。**2022 **年** 9 **月** 2 **日の第** 611 **回集会で以下の最終見解を採択した。**

### 本委員会は、委員会のガイドラインに従って作成された日本の第1回報告を歓迎し、委員会が作成した論点リストに対する書面による回答について締約国（日本国）に謝意を表する。また、委員会に提供された追加文書を認める。

1. **本委員会は、多様で多部門にわたる、関連する政府省庁の代表者を含む大規模で質の高い代表団と行われた実りある誠実な対話を高く評価する。また、障害者政策委員会**(**注**5)**の委員長の参加に感謝 する。**

II. **肯定的な側面**

### 本委員会は、「視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約(注6)」の批准（2019年より発効）など、2014年の障害者権利条約批准後、それを実行するための日本国の対応を歓迎する。

1. **本委員会は、障害（ディスアビリティ）のある人**(**注**7)**の権利を促進するためにとられた立法措置、特に以下の採択に感謝する。**

a「. 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和4年法律第50号）。

b.公的及び民間事業者団体に障害者への合理的配慮を義務づける「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成25年法律第65号）及びその改正（令和３年法律第56号）。

c「. 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（令和2年法律第53号）。

d「. 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則」（平成31年厚生労働省令第72号）。　e.アクセシビリティ(注8)基準を推進する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の改正（平成30

年法律第32号、令和2年法律第28号）。

f「. 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和1年法律第49号）。

g.ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年法律第100号）。 h「. 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」（平成30年法律第47号）。

i「. 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」（昭和35年法律第123号）及び改正（平成25年法律第46号）により、障害者の法定雇用義務の対象を知的障害及び身体障害に加えて精神障害(注9)にも拡大し、合理的配慮の規定を義務づけたこと。

(注3) 障害者権利条約第35 条で締約国による包括的な報告が求められているもの。外務省サイトhttps:// [w w w.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\_shogaisha.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html)

(注4) スイス・ジュネーブで開催された同集会では、国際連合の障害者権利委員会と障害当事者を含む日本政府代表者の間での建設的対話が行われた。会合の様子は国際連合サイトで公開されている。

594 回会合（ht tps://media.un.org/en/asset/ k1k/ k1k93 alkiw）、595 回会合（ht tps://media.un.org/en/asset/ k1m/ k1mf 5n4xhk） (注5) 内閣府サイト https:// w w w 8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku\_iinkai/ index.html

(注5) 点字書籍や音声読み上げ図書などの複製物を作成しやすくするため著作権保護に例外をつくり、国際的な交換を可能とするもの。外務省サイト（ht tps:// [w w w.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page25\_001279.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page25_001279.html)）

(注7) disabilit y（社会モデルにおける障害）は、障害と訳した。明確にするために必要に応じて「障害（ディスアビリティ）」と示した。impairment（医学モデル）の場合は、インペアメントとした。persons with disabilities→障害（ディスアビリティ）のある人。

時に文の読みやすさのため障害者と略したところもある。「障害者権利条約」「障害者権利委員会」など固有名詞では、障害者とした。

(注8) アクセシビリティは、単に利用のしやすさという意味ではなく、障害のある人にもそのアクセス・利用に不平等が生じないという含意がある。

(注9) 原文ではpsychosocial disabilityだが、日本の障害区分における精神障害のこと

2

### 本委員会は、障害のある人の権利を推進する公共政策の枠組を確立するために行われた以下のような方策を歓迎する。

* 1. 障害者差別解消のための裁判所の取扱指針（2022年）。　b.第4次障害者基本計画（2018年）。

1. 合理的配慮指針（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針）（2016年）。
2. みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年）。
3. 障害者差別禁止指針（障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針）（2015年）。
4. 障害者権利条約の実施状況を監視する主体としての障害者政策委員会の設置。g.都道府県・市区町村の障害者対策事業。

III.**主な指摘事項と是正勧告**

1. **一般原則と義務（第**1**条～第**4**条）**
2. **本委員会は以下のことを懸念している**(注10)
   1. 日本の障害関連の国内法や政策は、障害のある人に対する父権主義的アプローチが色濃く残っており、障害者権利条約における障害の人権モデルと対応していない。
   2. 障害資格認定制度を含む、法律、規制、実践に渡る医学モデルの根深さ。これはインペアメントと能力による評価に基づいて、より集中的な支援が必要な人、知的障害、精神障害、感覚障害のある人が障害手当や社会的包摂(注11)の計画から排除されることを助長している。

c「. 心神喪失（mentally incompetent）（insanity）(注12)」「精神錯乱（mental derangement）」などの蔑称や、「身体または精神障害」に基づく欠格条項などの差別的な法的制限。

d.障害者権利条約の不適切な日本語訳。特にinclusion, inclusiveを「包容」と訳していること、「意思疎通（communication）」「施設及びサービス等の利用の容易さ（ac cessibility）」「利用する機会を有する（ac cess）」「特定の生活施設（p articular living arrangement）」「個別の支援（personal assistance）」「適応のための技能の習得（ハビリテーション）」(注13)。

e.移動支援、個別支援、コミュニケーション支援など、地域社会でのある人に必要なサービスや支援を提供する際の地域間・自治

体間格差。

(注10) 初出はこのように訳したが、以下では、「指摘事項」と略した

(注11) インクルージョン、インクルーシブは、包摂、包摂的とした。

本勧告ででは、日本の「インクルーシブ教育」を分離教育であると指摘しているため、インクルーシブというカタカナ表記は用いなかった。

(注12) 「心神喪失」は法令によって異なった訳語をあてられている。

例1 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）：

Act on Medical Care and Treatment for Persons Who Have Caused Serious Cases Under the Condition of Insanity 例2 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者に係る手続等との関係（精神保健福祉法第4 4条）：

Relevance to Procedures Pertaining to Persons Who Have Committed Serious Acts of Bodily Harm against Others while Mentally Incompetent

(注13) 障害に関するカギ概念に誤訳が見られるというのは、日本における障害の社会モデル概念の普及・実装が妨げられていることを指摘しているに等しい。外務省サイトの条文を参照して日本語訳をそのまま記載した。

和文（https://[www.mofa.go.jp/mofaj/ﬁles/000018093.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ﬁles/000018093.pdf)） 英文（https://[www.mofa.go.jp/mofaj/ﬁles/000018094.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ﬁles/000018094.pdf)）

4

1. **本委員会は日本国**(注14)**に対して以下の点を勧告する**(注15)**。**

a..障害のある人の団体、特に知的障害や精神障害のある人との緊密な協議を含め、障害のある人を他者と平等な人権主体として認める障害者権利条約に、障害に関連した全ての国内法および政策を調和させること。

b.インペアメントの有無に関わりなく、全ての障害（ディスアビリティ）のある人が社会における平等な機会、完全な社会参加に必要な支援を地域社会で受けるため、法令および規則を見直して障害の医学モデルの要素（障害資格認定制度を含む）を排除すること。

c.国および地方自治体の法令において、軽蔑的な表現や「身体的または精神的障害」に基づく欠格条項等の法的制限を廃止すること。　　　d.障害者権利条約の全ての条項が日本語に正確に翻訳されているか確かめること。

e.移動支援、個別の支援、意思疎通支援など、地域社会で障害のある人に必要なサービスや支援を提供する際の地域間・自治体間格差を解消するために必要な立法や予算を講じること。

### 本委員会は、さらに以下の点を懸念している。

* 1. 法令及び公共政策に関する協議（障害者諮問会議、アクセシビリティに関する市町村委員会を含む）における当事者団体を通じた障害のある人の関与が不十分であること。
  2. 主に社会における優生思想的・能力主義的思想に起因する、2016年に相模原市の津久井やまゆり園で発生した刺傷事件への包括的な対応の欠如。
  3. 判事や司法分野の専門家、国・自治体レベルの政策立案者、法令立案者、教師、医療、保健、建築設計、ソーシャルワーカーなど、障害のある人に関わる専門家の間で障害者権利条約で認められた権利の認知度が低いこと。

### 「障害のある児を含む障害のある人の当事者団体を通じた障害者権利条約の実施と監視への参 加」についての、障害者権利条約第4条3項および第33条3項に関する一般的意見第7号（2018年） に照らし、本委員会は日本国に対して以下の点を勧告する。

* 1. 公的な意思決定過程における代替コミュニケーション、アクセシビリティ、合理的配慮の手段を通じて、障害のある人のセルフ・アドボカシー( 注16)および知的障害のある人、精神障害のある人、自閉スペクトラム症のある人、女性で障害のある人、LGBTIQ+であり障害のある人、地方居住者、集中的な支援を要する人などの組織に注意を払い、国および地方自治体レベルで多様な障害当事者団体の活発、有意義で、有効な協議を確保すること。これは持続可能な開発目標（SDGs）(注17)の実施、監視および報告を含む。
  2. 優生思想や能力主義的な考え方を撲滅するために津久井やまゆり園事件を見直し、そのような考え方を社会に広めたことに対する法的責任を認識すること。
  3. 障害のある人の団体の緊密な関与のもと、判事や司法分野の専門家、政策立案者、法令立案者、教師、医療、保健、ソーシャルワーカー、その他障害のある人に関わる全ての専門家に対して、障害のある人の権利と障害者権利条約における日本国の義務に関する体系的な能力開発プログラムを提供すること。

(注14) 原文ではすべての箇所にわたってthe State part y（条約の締約国）となっているが、日本国と訳した。

(注15) 初出はこのように訳したが、以下では「是正勧告」と略した。また、原文では全文にわたって勧告部分は太字（ボールド体）となっている。

(注16) セルフ・アドボカシー（self advocacy）：障害（ディスアビリティ）や困難のある当事者が、自己の利益や欲求、意思、権利を主張すること。自己権利擁護などと訳される。

(注17) 持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Developmental Goals）。

外務省サイト（https:/[/w](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html) w[w.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html)

6

### 本委員会は日本国が障害者権利条約の選択議定書( 注18)をまだ批准していないことを指摘する。また、条約第23条第4項に関連する日本国の解釈宣言(注19)に懸念をもって指摘する。

1. **本委員会は日本国に対し、条約の選択議定書への批准と、第**23**条第**4**項に関連する解釈宣言の撤 回を勧奨する。**

# 特定の権利（第5条～第30条）

## 平等及び非差別（第5条）

### 指摘事項

* 1. 障害者差別解消法」には複合的かつ交差的(**注**20)な形態の差別が含まれず、障害のある人として定義される範囲が限定的である。b.合理的配慮の拒否が、生活のあらゆる領域における障害に基づく差別として認識されていない。

c.障害に基づく差別の被害者が利用しやすい告発・救済機構が存在しない。

### 是正勧告：本委員会は平等と非差別に関する一般的意見第6号（2018年）に沿って、日本国に対して以下のことを勧告する。

* 1. 障害者権利条約に従って、障害（ディスアビリティ）に基づく差別を禁止するために障害者差別解消法を見直すこと。これは障害、性別、年齢、人種、宗教、性自認、性的指向およびその他の立場を理由とする多重的および交差的形態の差別、ならびに合理的配慮の拒否を含む。
  2. 私的及び公的な生活のあらゆる領域において、すべての障害のある人に合理的配慮が確実に提供されるために必要な措置を講じること。
  3. 障害に基づく差別の被害者に対する包括的な救済と加害者に対する制裁のため、司法・行政手続を含めて、利用しやすく効果的な機構を確立すること。

## 障害（ディスアビリティ）のある女性（第6条）

### 指摘事項

a「.第4 次障害者基本計画」等の障害関連法・政策において男女平等を推進するための十分な措置がとられていないこと、及び

「第5次男女共同参画基本計画」等の男女平等法・政策において障害のある女性・女児の権利を推進するための十分な措置がとられていないこと。

b.障害のある女性及び女児のエンパワメントのための具体的措置の欠如。

### 是正勧告：本委員会は、障害のある女性と女児に関する一般的意見第3号（2016年）及び持続可能な開発目標の目標5.1、5.2及び5.5を想起し、日本国に対し、以下の事項を勧告する。

* 1. ジェンダー平等政策において、平等を確保し、障害のある女性及び少女に対する多重的かつ交差的な形態の差別を防止するための効果的かつ具体的な措置を採用し、障害関連の法律及び政策にジェンダーの視点を主流化すること。
  2. 障害のある女性及び女児のすべての人権及び基本的自由が等しく保護されることを確保し、かつ、これらの措置の設計及び実施への効果的な参加を含め、障害のある女性及び女児をエンパワーするための措置を講じること。

(注18) 個人が国連の障害者権利委員会に救済を求めることができる個人通報制度などについて定めている。人権ライブラリー

（https:/[/w](http://www.jinken-library.jp/database/view.php?p=law&c=human-treaty&id=58408)w[w.jinken-library.jp/database/view.php?p=law&c=human-treaty&id=58408](http://www.jinken-library.jp/database/view.php?p=law&c=human-treaty&id=58408)）

(注19) 児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを定めた第23条第4項に関して、

出入国管理法に基づく退去強制の結果として児童が父母から分離される場合に適用されるものではない、とするもの。

障害者の権利に関する条約の説明書、一の5参照。外務省サイト（https://[www.mofa.go.jp/mofaj/ﬁles/000018095.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ﬁles/000018095.pdf)）

(注20) https://[www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section4/2018/01/intersectionality.html](http://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section4/2018/01/intersectionality.html)

8

## 障害（ディスアビリティ）のある児童（第7条）

### 指摘事項

* 1. 母子保健法で規定されている早期発見・早期療育システムは、障害のある児童たちを、診察を通じて社会的隔離に導き、地域社会や包摂的な生活の展望から妨げている。
  2. 障害のある児童たちが意見を聞かれ、彼らに影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明する権利について、児童福祉法を含むすべての関連法において明確な認識が欠如していること。
  3. 家庭、代替施設、デイケアにおいて、障害のある児童を含む児童への体罰が完全に禁止されておらず、また、障害のある児童を虐待や暴力から予防し保護するための措置が十分にとられていないこと。

### 是正勧告：障害のある児童の権利に関するCRC委員会とCRPD委員会の共同声明（2022年）を参 照し、本委員会は、日本国に以下の点を勧告する。

* 1. 障害のある児童全員が社会的に完全に包摂される権利を認める目的で、現行法を見直し、彼らが他の児童と平等に早い時期から一般的な保育制度を十分に享受できるように、特に情報およびコミュニケーションの代替・補強の方法など、ユニバーサルデザインおよび合理的配慮を含むすべての必要な措置を講じること。
  2. 障害のある児童が、司法上及び行政上の手続において、他の児童と平等に、自己に影響を与えるすべての事項について、意見を聞かれて、自由に意見を表明する権利を認め、その権利を実現するために障害(ディスアビリティ)及び年齢に応じた支援並びに利用しやすい形式によるコミュニケーションが提供されること。
  3. あらゆる場面での、障害のある児童を含む児童への体罰を完全かつ明示的に禁止し、障害のある児童への虐待と暴力の防止と保護のための措置を強化すること。

## 意識の向上（8条）

### 指摘事項

* 1. 社会及びメディアにおいて、障害者の尊厳と権利に関する意識を高めるための努力と予算配分が不十分であること。
  2. 障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人に対する差別的な優生思想、否定的な固定観念、偏見。
  3. 教科書「心のバリアフリー」のような啓発活動の準備に障害のある人が十分に参加していないこと、また、これらの方策の評価が不十分であること。

### 是正勧告

* 1. 障害のある人に対する否定的な固定観念、偏見、有害な慣行を排除するための国家戦略を採択し、その策定と実施、および定期的な評価に障害のある人が密接に参加できることを盛り込むこと。
  2. メディア、一般市民および障害のある人の家族のために、障害のある人の権利に関する啓発プログラムを開発し、十分な資金を提供するための措置を強化すること。

10

## 施設及びサービス等の利用の容易さ（第9条）

### 指摘事項

* 1. 施設及びサービス等の利用の容易さを担保する義務を政府のあらゆるレベルにおいて調和させ、ユニバーサルデザイン基準を組み込み、生活のあらゆる領域を網羅するための戦略が限られている。
  2. 特に大都市以外では、情報へのアクセスや学校、公共交通機関、アパート、小規模店舗へのアクセス確保がほとんど進んでいないこと。 　　　c.建築家、デザイナー、技術者に対するアクセシビリティ基準や条約上のユニバーサルデザインに関する啓発・研修が不十分であること。

### 是正勧告：アクセシビリティに関する一般的意見第2号（2014年）に照らして、本委員会は、日本国に以下の点を勧告する。

* 1. 障害のある人の団体と緊密な協議を行い、行動計画及びアクセシビリティ戦略を実施し、政府のすべてのレベルにわたるアクセシビリティの調和、ユニバーサルデザイン基準の定着、特に、主要都市以外のものも含め、建物、交通、情報通信、その他公衆に開放または提供される施設及びサービスのアクセシビリティを確保すること。
  2. 建築家、設計者、エンジニア、プログラマーに対して行う、ユニバーサルデザインおよびアクセシビリティ基準に関する継続的な能力開発プログラムを強化すること。

## 生命に対する権利（第10条）

### 指摘事項：本委員会は、障害のある人の死亡事例に関する以下の報告について懸念している。

* 1. 緩和ケアを含む医療処置の非開始及び／又は継続に関する本人の意思及び希望への配慮の欠如を含む、障害のある人の生存権の保護措置の欠如。
  2. 障害を理由とする非自発的入院の状態での身体的拘束・薬物による鎮静。
  3. 精神科病院内での死亡についての統計がないことや、精神科病院内での死亡について独立した調査がなされていないこと。

### 是正勧告：本委員会は、日本国に対し、障害のある人の団体や、独立した監視機構と協議の上、次のことを勧告する。

* 1. 障害のある人の生きる権利を明示的に認め、緩和ケアを含む治療に関して、障害のある人の意思と希望の表明、それに必要な支援を含む、それぞれの保障措置を確保すること。
  2. インペアメントに基づいてディスアビリティのある人の入院や治療を強制的に行うことを、いかなる形態においても防止し、障害のある人にとって必要な支援を地域に根ざしたサービスの中で確保すること。
  3. 精神科病院で死亡した事例の原因や状況について、徹底的かつ独立した調査を実施すること。

12

## 危険な状況および人道的緊急事態（第11条）

### 指摘事項

* 1. 災害対策基本法の下で、合理的配慮の拒否など、障害のある人のプライバシー保護や差別を受けない権利に対して、保護が限定的であること。
  2. 危険な状況や人道的緊急事態における避難所や仮設住宅へのアクセスの悪さ。
  3. 地震や原子力発電所の災害に関することなど、災害リスク軽減や気候変動緩和のプロセスを計画、実施、監視、評価する際に、障害のある人の団体との十分な協議が行われていないこと。
  4. 知的障害のある人のための緊急通報システムの利用にしやすさなど、リスク、災害、人道的緊急事態の状況について利用可能な情報の量が限られていること。
  5. 熊本地震、九州北部豪雨災害、西日本豪雨災害、北海道胆振東部地震における「仙台防災枠組2015-2030(**注**21)の実施不足。
  6. コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミックに対する、情報、ワクチン、保健サービス、その他の経済・社会プログラムへのアクセスなどについて、障害のある人を包摂する対応の欠如していること。および施設にとどまっている障害のある人に対するパンデミックの影響が不釣り合いに大きいこと。

### 是正勧告

* 1. 合理的配慮の提供など、プライバシーと差別を受けないことに対する障害のある人の権利、および災害予防と軽減、危険な状況および人道的緊急事態に関連する問題を強化するために、災害対策基本法を改正すること。
  2. 危険な状況や人道的緊急事態において提供される避難所、仮設住宅、その他のサービスが、年齢や性別を考慮した上で、アクセスしやすく、障害のある人を包摂するものであることを保証すること。
  3. 障害のある人とその家族を含むコミュニティ全体が、防災・減災計画に参加し、コミュニティの中心的な場所に基づいて個々の緊急時計画や支援システムを策定し、安全でアクセスしやすい集合場所、緊急避難所、避難経路を特定することにより、災害に強いコミュニティを構築すること。
  4. 危険な状況や人道的緊急事態において、障害のある人とその家族が全員、アクセス可能な形式と適切なデバイスによって必要な情報を受け取れるようにすること。
  5. 「 仙台防災枠組2015-2030」に従い、あらゆるレベルの災害リスク軽減計画・戦略および気候変動に関する政策が、障害のある人と共に策定され、あらゆるリスク状況において障害のある人特有のニーズに明示的に対応することを確保すること。
  6. COVID-19の対応と復興計画において、ワクチン、保健サービス、その他の経済・社会プログラムへの平等なアクセスを確保し、パンデミックの悪影響に対処することに関して、ディスアビリティを中心に据え、緊急時に障害のある人を脱施設化し、地域で生活するための適切な支援を提供するための措置を採用すること。

(注21) 参考：<https://jcc-drr.net/projects/sendai-framework/>

14

**法律の前にひとしく認められる権利（第**12**条**(**注**22)**）**

### 指摘事項

* 1. 民法の下で、特に精神障害又は知的障害のある人に対して、精神的能力の評価に基づいて法的能力を制限することを許容し、代理意思決定のシステムを永続させることにより、障害のある人が法の下で平等に認められる権利を否定する法的規定。
  2. 2年3月に承認された成年後見制度の利用促進に関する基本計画。
  3. 7年の「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン(**注**23)」内における「本人の最善の利益」という用語の使用。

### 是正勧告：本委員会は、法律の前にひとしく認められる権利に関する一般的意見第1号（2014年） に照らして、日本国に対して以下のことを勧告する。

* 1. 代理意思決定制度を廃止する観点から、すべての差別的な法的規定および政策を廃止し、障害のある人が全員、法律の前にひとしく認められる権利を保証するために民法を改正する。
  2. 障害のある人が必要とする支援のレベルや形態にかかわらず、障害のある人全員の自律性、意志、希望を尊重する支援付き意思決定メカニズムを確立すること。

## 司法へのアクセス（第13条）

### 指摘事項

* 1. 民事訴訟法および刑事訴訟法の規定では、代理代行決定(**注**24)制度のもとにあったり、居住型施設に住んでいたりする障害のある人々や、知的障害および精神障害のある人々について、司法へのアクセスを制限している。訴訟能力の欠如が想定されるとの理由からである。
  2. 障害のある人々の効果的な参加を確保するための、民事、刑事および行政手続きにおいて、手続きや年齢相応の配慮が欠如している。また、そのような人々にとって、利用しやすい情報やコミュニケーションが欠如している。
  3. 裁判所や司法・行政施設への物理的なアクセスが悪い。

### 是正勧告：本委員会は、「障害のある人の司法アクセスに関する国際原則およびガイドライン

**（**2020**）**(**注**25)**」および持続可能な開発目標の**16.3(**注**26)**に照らして、日本国に対し、以下を勧告する。**

* 1. 障害のある人が司法の手続きに参加する権利について、それを制限する法的規定を廃止し、他の人と同様にすべての立場で司法手続きに参加する完全な能力を認めること。
  2. 障害のある人の司法の手続きのすべてで、関係者のインペアメントの有無にかかわらず、手続きおよび年齢に応じた配慮を保証すること。これには、合理的配慮に必要な訴訟費用の負担、および情報通信技術や字幕、自閉症のある人が言語的に参照できる手助け をする人、点字、読みやすい文書、手話などの利用しやすい形式での手続に関する公式情報およびコミュニケーションへのアクセスが含まれる。
  3. 裁判所や司法・行政施設への物理的なアクセスを確保すること。特に、ユニバーサルデザインを用いて、障害のある人が他の人と平等に司法の手続きにアクセスできることを保証すること。

(注22) https://[www.mofa.go.jp/mofaj/ﬁles/000069541.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ﬁles/000069541.pdf)

(注23) https://[www.courts.go.jp/saiban/koukenp/koukenp5/ishiketteisien\_kihontekinakangaekata/index.html](http://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/koukenp5/ishiketteisien_kihontekinakangaekata/index.html)

(注24) <http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/2020/pdf/PG19.pdf> https://[www.pref.chiba.lg.jp/shoji/service/grouphome/documents/ghnagawa.pdf](http://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/service/grouphome/documents/ghnagawa.pdf)

(注25) 注：”International Principles and Guidelines on Access to Justice for Persons with Disabilities” 次のホームページからダウンロードできる。正式な日本語訳は未公開。

https://[www.ohchr.org/en/special-procedures/sr-disability/international-principles-and-guidelines-access-justice-persons-disabilities](http://www.ohchr.org/en/special-procedures/sr-disability/international-principles-and-guidelines-access-justice-persons-disabilities)

(注26) https:/[/w](http://www.ungcjn.org/sdgs/goals/goal16.html)w[w.ungcjn.org/sdgs/goals/goal16.html](http://www.ungcjn.org/sdgs/goals/goal16.html) 内容は、

「国家および国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する」

16

## 人の自由および安全（第14条）

### 指摘事項

a「. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で正当化されている(**注**27)ように、周囲からみなされている、あるいは実際に起こっているインペアメントや危険性に基づいて、障害のある人を精神科病院に非自発に引き渡し、非自発的(involuntary)に治療することを法律が可能にしていること。

b.入院に関して、インフォームド・コンセントの定義の曖昧さなど、障害者のインフォームド・コンセントの権利を保護するための保護的 な措置が欠如していること。

### 是正勧告：本委員会は、条約第14条に関するガイドライン（2015年）(注28)および障害のある人の権利に関する国連特別報告者が出した勧告を想起し、日本国に以下を要請する。

* 1. 障害のある人の非自発的な入院について、インペアメントを理由とする差別であり、自由の剥奪に相当すると認識すること。実際の、または周囲から見なされているインペアメントや危険性に基づいて障害（ディスアビリティ）のある人を非自発的に入院させるような自由の剥奪を認めている、すべての法的規定を廃止すること。
  2. 実際の、または周囲から見なされているインペアメント(**注**29)を理由に、同意を得られていない精神科治療を合法化するすべての法的条項を廃止し、障害（ディスアビリティ）のある人が強制的な治療を受けず、他の人と平等に同じ範囲、質、水準の医療を受けられることを保証する監視システムを確立すること。
  3. インペアメントの有無にかかわらず、すべてのディスアビリティのある人の自由意志に基づく同意の権利を保護するために、法的擁護や法律、その他すべての必要な支援を含む保護的な措置を確保すること。

## 拷問および残虐で非人道的で、品位を傷つけるような取扱いや刑罰からの自由（第15条）

### 指摘事項

* 1. 精神科病院における障害のある人の隔離、身体的・化学的制限（第10条も参照）、強制投薬、認知療法や電気けいれん療法を含む強 制治療があること。また、こうした行為を正当化する、「心神喪失の状態で重大な事件を起こした者の医療及び治療に関する法律」を含む法律があること。
  2. 精神科病院における強制的で不正な扱いの防止と有事の報告の確保のための精神医療審査会(**注**30)は、見識と独立性が乏しいこと。c.強制的な治療を受けていたり、長期間の入院をしていたりする障害のある人の権利の侵害を調査する、独立した監視システムがない

こと。また、精神科病院における苦情や不服を申し立てる仕組みがないこと。

(注27) 第三節など

(注28) 参考[https://w w w.un.org/development/desa/disabilities/convention-on-the-rights-of-persons-with-disabilities/ article-14-liberty-and-security-of-person.html](https://www.un.org/development/desa/disabilities/convention-on-the-rights-of-persons-with-disabilities/article-14-liberty-and-security-of-person.html)

(注29) 注：ここでは(a)と異なり、危険性は理由として挙げられていない

(注30) 原文はthe psychiatric review boards 。精神保健福祉法第12 条で定められた審査会を指すものと考えられる

18

### 是正勧告

* 1. 精神障害のある人の強制的な治療を正当化し、不当な扱いにつながってしまうようなすべての法的条項を廃止すること。また、精神障害のある人に関するあらゆる介入が、条約の下での人権と義務に基づいていることを確認すること。
  2. 障害のある人の代表組織と協力して、精神医療の環境におけるあらゆる形態の強制的な障害のある人の処遇を防止し報告するための、効果的で独立した監視機構を設立すること。
  3. 精神科病院における残酷で非人道的、また品位を傷つける扱いを報告するための利用しやすいメカニズムを作り、被害者のための効果的な救済を確立し、加害者の訴追と処罰を確保すること。

## 搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）

### 指摘事項

* 1. 障害のある子どもや女性、特に、知的、精神、感覚障害のある人、および施設に入れられた人につき、報告された性的暴力や家庭内暴力に則った、性的暴力からの保護と救済がないこと。

b「. 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する障害者法」の見識と有効性の欠如が、教育や医療、刑事司法の場における、障害のある子どもや女性を含む障害のある人に対する暴力の防止、報告及び調査を妨げていること。

c.被害者のための利用しやすい支援サービスや利用しやすい情報および報告の仕組み（居住施設における独立した報告システムを含む）がないこと。また、性的暴力に関連する司法過程における、専門知識や利用しやすさ、合理的配慮がないこと。

d.2020年に法務省が設置した「性犯罪に係る刑事法制に関する研究会(**注**31)には、子どもや障害のある人に対する性犯罪について、障害のある人の団体の代表がいないこと。

1. **是正勧告：**2021**年**11**月**24**日に発表された、障害のある女性および少女に対するジェンダーに基 づく暴力を排除するための行動を今すぐとるよう求める声明と、持続可能開発目標のターゲット**5.1**（注：「あらゆる場所におけるすべての女性および女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃する」）、**

5.2**（注：「人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性および女子に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する」）および**5.5**（注：「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加および平等なリーダーシップの機会を確保する」）に沿って、 本委員会は日本国に勧告をする。**

* 1. 障害のある少女および女性に対する性的暴力、および家庭内暴力に関する実態調査を実施し、障害のある子どもおよび女性に対するあらゆる形態の暴力と戦うための措置を強化し、苦情および救済の仕組みに関する利用しやすい情報を彼らに提供し、これらの行為が速やかに調査され、加害者が訴追され処罰され、被害者に救済措置が確実に提供されるようにすること。
  2. 障害のある人に対する暴力の予防の範囲をあらゆる場面で拡大し、障害のある人に対する暴力や虐待の調査およびその賠償のための措置を確立するために、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を見直すこと。
  3. 居住施設を含め、被害者支援サービス、支援サービスに関する情報、報告メカニズムへのアクセスを確保するための戦略をあらゆるレベルで策定し、司法および行政の関連職員に対し、司法過程における障害（ディスアビリティ）の人権モデル、利用しやすさ、合理的配慮に関する専門能力開発プログラムを提供すること。

d「. 性犯罪に関連する刑事法に関する研究会」に、障害のある人の団体の代表が意味のある形で確実に参加できるようにすること。

(注31) https://[www.moj.go.jp/keiji1/keiji12\_00020.html](http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00020.html)

20

## 人の完全性の保護（17条）

### 指摘事項

a「. 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一括補償に関する法律」（1948～1996年）に規定される補償制度は、本人の同意なく優生手術を受けた障害のある人に対する補償額を低く設定し、障害者の情報公開への支援を省略し、出訴期限を5年と定めていること。

b.障害のある女性や少女の自由なインフォームド・コンセントのない不妊手術、子宮摘出、中絶の報告があること。

### 是正勧告

* 1. 障害のある人の団体と緊密に協力して、旧優生保護法のもとでの優生手術の被害者に対する補償制度を改正し、すべての被害者が明示的に謝罪され、適切に救済されるように、すべての事例の特定やすべての被害者に対する臨時補償、補聴・代替コミュニケーション手段、情報へのアクセスなどの支援手段、出訴期限を限定しないことを確認すること。
  2. 障害のある女性および少女に対する子宮摘出術を含む強制不妊手術および強制中絶を明示的に禁止し、強制的な医療介入を有害な行為として認識させ、あらゆる医療および外科的治療について障害のある人が、事前に十分な説明を受けた上での同意が与えられるようにすること。

## 移動の自由および国籍（第18条）

### 指摘事項

* 1. 出入国管理および難民認定法第5条は、知的・精神障害のある人の日本国への入国を拒否することを認めていること。　　　b.入国管理局において、十分な数の有資格通訳者を含む、合理的配慮と情報へのアクセス性の提供が不十分であること。

### 是正勧告

* 1. 精神また知的障害のある人の入国拒否を認めている出入国管理および難民認定法第5条第2項を改正すること。
  2. 入国管理局において、求められた場合の合理的配慮の提供および情報へのアクセスを確保すること（十分な数の有資格通訳を含む）。

22

## 自立して生活し、地域社会に参加していること（19条）

### 指摘事項

* 1. 長期的に施設に収容することにより、知的障害や精神障害のある人、障害のある高齢者、身体に障害のある人、地域社会の外で生活している特に知的、精神もしくは感覚（視覚・聴覚等）に障害（ディスアビリティ）のある集中的な支援を必要としている子供、児童福祉法に基づき集中的な支援を必要としている人などから家族や地域での生活を剥奪していること
  2. 精神障害または認知症のある人を公立・私立の精神科病院において施設収容を促進すること、特に、精神科病院における精神障害のある人の無期限入院の継続していること
  3. 親の援助の元で自宅で生活している人や、「障害者の日常生活及び社会生活の総合的支援に関する法律」に基づきグループホームなどの特別な施設に入所している人など、障害のある人が居住地や誰とどこで生活するかを選択する機会が制限されていること。
  4. 施設や精神科病院に居住する障害のある人を脱施設化し、彼らの自律性と完全な社会的包摂の権利を認めた上で他の人々と平等にコミュニティで自立した生活を可能にするための国家戦略および法的枠組みの欠如。
  5. 障害のある人が地域社会で自立して生活するための利用しやすく安価な住宅、在宅サービス、個人的援助、地域社会のサービスへのアクセスなどについての不十分な支援態勢。
  6. 地域社会での支援とサービスの付与のための評価が障害の医学モデルに基づいていること。

### 是正勧告：自立した生活と地域社会に含まれることに関する一般的意見第5号（2017年）および緊急事態時を含む脱施設化に関するガイドライン（2022年）を参照し、本委員会は日本国に対し、次のことを強く要請する。

* 1. 障害のある人を施設収容することから、他の人と同等に地域社会で自立して生活するための支援へと予算配分を振り返ることで、児童を含む障害のある人の施設収容を終わらせる迅速な措置をとること。
  2. 無期限の入院をやめ、インフォームド・コンセントを確保し、地域社会で必要な精神保健上の支援とともに自立した生活を営むことが できるようにするために精神科病院に入院している障害のある人のすべての事例を見直すこと。
  3. 障害のある人が、居住地、どこで誰と暮らすかを選択する機会を持ち、グループホームを含む特定の生活形態で暮らすことを強制されないようにし、自分の生活に対して選択と管理できるようにすること。
  4. 当事者団体と協議の上、障害のある人が施設から他の人と平等に地域社会で自立した生活に効果的に移行することを目指し、障害のある人の自律と完全な社会参加の権利の承認を含め、かつ、実施を確保するための都道府県の義務づけた上で、期限付きのベンチマーク、人材、技術、資金を伴う法的枠組みおよび国家戦略を立ち上げること。
  5. 障害のある人が地域社会で自立して生活するための支援体制を強化すること。これには、あらゆる種類の集合施設の外にある独立した、利用しやすく安価な住宅、個人的支援、利用者主導の予算、地域社会のサービスへのアクセスなどが含まれる。
  6. 既存のコミュニティにおける支援とサービスの付与のため評価法を改訂し、障害（ディスアビリティ）の人権モデルに基づいていること、社会の側の障壁の評価と社会参加と包摂のために必要な支援を含むこと確固たるものにすること。

24

## 個人の移動（第20条）

### 指摘事項

* 1. 法律上の制限により、通勤・通学などの目的や長期間にわたり地域生活支援サービスを利用することができない。
  2. 大都市以外の地域において特に、質の高い移動補助器具、装置、支援技術、障害のある人のための生活支援・仲介の形態の利便性の確保が不十分である。

### 是正勧告

* 1. 「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」における制限を撤廃し、すべての地域において障害のある人が自由に移動できるようにすること。
  2. 必要な移動補助器具や支援機器・技術がすべての障害のある人にとって安価に購入できるように、現地修理の促進、政府・税制上の補助、税金・関税の免除など、な努力を強化すること。

## 表現と意見の自由、情報へのアクセス（第21条）

### 指摘事項

* 1. 盲ろう者(**注**32)などより集中的な支援を必要とする者を含むすべての障害のある人に対する情報提供及びコミュニケーション支援の 欠如
  2. テレビ番組やウェブサイト上や地方自治体間の格差などにより公共情報およびコミュニケーションへのアクセスを得る上で障害のある人が直面する障壁。
  3. 日本の手話が公用語として法律で認められていないこと、手話の訓練が行われていないこと、生活のあらゆる場面で手話通訳が行われていないこと。

### 是正勧告

* 1. ウェブサイト、テレビ、メディア・サービスなど、公衆に提供される情報のアクセシビリティを確保するために、あらゆるレベルで法的拘 束力のある情報通信基準を策定すること。
  2. 点字、盲ろう者通訳、手話、Easy Read、平易な言葉、音声記述、映像転写、字幕、触覚、補助・代替コミュニケーション手段など、利用しやすいコミュニケーション形式の開発、促進、利用のために十分な予算を割り当てること。
  3. 日本の手話を国レベルの公用語として法律で認め、生活のあらゆる場面で手話へのアクセスと利用を促進し、有資格の手話通訳者の訓練と利用可能性を確保すること。

(注32) 視覚と聴覚の重複障害のある人

26

## プライバシーの権利（第22条）

### 指摘事項

**本委員会は、障害のある人に関する情報が、民間および公的セクター内のサービス提供者によって、本人の同意も合理的な目的もなく収集される可能性があり、障害のある人の秘密保持およびプライバシーの保護が、マイナンバー法および個人情報の保護に関する法律を含む既存の法律によって十分に確保されていないことを懸念している。**

### 是正勧告

**本委員会は、日本国に対し、障害のある人のデータ保護に関する法律を強化し、個人的、自由かつデータの内容の説明を受けた上での同意または法律で定められたその他の正当な非差別的根拠に基づいて処理され、明示的、特定的かつ正当な目的のために集められ、これらの目的と矛盾する方法で処理されないこと、データ対象者が合法的、公正かつ透明な方法で処理されており、データ対象者が有効な救済措置を受ける権利を有することを保証することを勧告する。**

## 家庭および家族の尊重（第23条）

### 指摘事項

* 1. 離婚の条件として精神障害を理由に差別する民法（第770条）の規定。
  2. 障害のある子どもを家族から引き離し、障害（ディスアビリティ）を理由に特定の生活環境に収容していること。

### 是正勧告

* 1. 精神障害を離婚の条件とする民法第770条第1項第4号を含む障害のある人に対する差別的な規定を撤廃すること。
  2. 障害のある子どもの家族生活に対する権利を認め、障害のある子どもの親（障害のある親を含む）に対し、障害（ディスアビリティ） を理由とする家族の分離を防ぐため、その育児責任の遂行において、早期介入及び包摂的支援を含む適切な支援を行い、肉親が世話をすることができない場合には、地域社会において、家庭環境における代替的ケアを提供するためにあらゆる努力を行うこと。

**教育（第**24**条）**

### 指摘事項

* 1. 障害のある子どもたちの分離された特殊教育が永続していることが、医学的評価に基づいていること、障害のある子どもたち、特に知的または精神障害のある子どもたちやより集中的な支援を必要とする子どもたちが通常の環境での教育を受けられなくしていること、通常の学校における特別支援教育クラスが存在すること。
  2. 障害のある子どもが入学する準備が整っていないと認識されたりそのような実態があることで普通学校への入学が拒否されること、2022年の大臣通達により特別学級の生徒は学校時間の半分以上を普通学級で過ごしてはならないこと。
  3. 障害を持つ生徒に対する合理的配慮の提供が不十分であること。d.通常教育教員のスキル不足と包摂教育に対する否定的な態度。

e.盲ろう児のための手話教育、盲ろう児のための包摂教育など、通常の学校における代替・補強手段やコミュニケーション・情報の不足。 　　　　　　 f.大学入試や学習過程など、高等教育において障害のある学生が障害（ディスアビリティ）に対処するための国の包括的政策の欠如。

28

### 是正勧告

**本委員会は、包摂的教育の権利に関する一般的意見第**4**号（**2016**年）および持続可能な開発目標**

### 4、目標4.5および指標4（a）に基づき、日本国に次の点を強く要請する。

* 1. 教育に関する国家政策、法律、行政上の取り決めの中で、障害のある子どもが包摂的教育を受ける権利を認識すること、分離された 特殊教育をやめ、すべての障害のある生徒が、すべての教育レベルにおいて合理的配慮と必要とする個別支援を受けられるように、特定の目標、時間枠、十分な予算で、質の高い包摂的教育に関する国家行動計画を採用すること。
  2. 障害のあるすべての子どもたちが普通学校へのアクセシビリティを確保し、普通学校が障害のある生徒の普通学校を拒否することを許さないための「非拒絶」条項と政策を導入し、特殊学級に関する大臣通達を撤回すること。
  3. 障害のあるすべての子どもたちが、個々の教育的要求を満たし、包摂的教育を確保するための合理的配慮を保障すること。
  4. 包摂的教育について、通常教育の教員および教員以外の教育関係者の研修を確保し、障害のある人の人権モデルについての認識を高めること。
  5. 点字、イージーリード、ろう児の手話教育を通常の教育環境における拡張・代替コミュニケーション様式および方法の使用として保証 すること、包摂的教育環境におけるろう文化を促進すること、盲ろう児への包摂的教育に歩み寄ること。
  6. 大学入試や学習過程など、高等教育における障害のある学生の障壁に対処するための国家的な包摂的政策を策定すること。

**健康（第**25**条）**

### 指摘事項

* 1. 障害のある人、特に女性や少女、精神または知的障害のある人が医療サービスを利用する際に直面する障壁があること、具体的には医療施設や情報を利用しにくいこと、適切な宿泊場所がないこと、医療部門の専門家が障害のある人に対して偏見を持っていること など。

b「. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で規定されているように、精神科医療が一般医療から切り離されており、地域密着型の医療サービスや支援が十分でないこと。

c.すべての障害のある人、特に障害のある女性及び少女が、質の高い、年齢に応じた性と生殖に関する健康サービスや性教育を他の者と平等に利用できるようにするための措置が限定されていること。

d.より集中的な支援を必要とする者を含む障害のある人に対する医療費補助が不十分であること。

30

### 是正勧告

**本委員会は、条約第**25**条と「**SDGs**（持続可能な開発目標）」の目標**3.7**および**3.8**との関連を考慮し、日本国に対し、以下のことを勧告する。**

* 1. すべての障害のある人のために、アクセシビリティ基準の実施および公的・私的医療提供者による合理的配慮の提供を確保すること を含め、質の高い、ジェンダーに配慮した保健医療サービスを確保すること。
  2. 保健サービスについて、点字、手話、Easy Read（易しい言葉で書いたもの）を含む、障害者がアクセスしやすい形式で情報が提供されることを保証すること。
  3. 保健医療専門家の訓練に障害（ディスアビリティ）の人権モデルを取り入れ、すべての障害者があらゆる医療および外科的治療につい て自由意思やインフォームド・コンセントを得る権利を有することを強調すること。
  4. 精神障害のある人々の組織と緊密に協議しながら、強制力のない地域ベースの精神保健支援を開発し、精神保健医療を一般医療から分離する制度を解体するために必要な立法措置と政策措置を採用すること。
  5. 質の高い、年齢に応じた性と生殖に関する保健サービスおよび包括(**注**33)的な性教育が、すべての障害者、特に障害のある女性および少女を包摂し、かつアクセスできることを確保すること。
  6. 本人の負担能力に応じた医療費助成の仕組みを確立し、より手厚い支援を要する人を含め、すべての障害者に対してこの助成を拡大すること。

## 療育とリハビリテーション（第26条）

### 指摘事項

* 1. 特に児童を支援するため、また大都市以外では、包括的かつ部門横断的な療育とリハビリテーションのサービスが不足していること。　　　　　　　 b.療育及びリハビリテーション・プログラムにおける医学モデルの重視と障害の種類、性別および地域による支援の格差。

### 是正勧告

* 1. 地域社会内、および国全体において、包括的かつ部門横断的な療育とリハビリテーションのサービス、プログラム、技術へのアクセスを確保するための手段を措置すること。
  2. 障害の人権モデルを考慮して、療育とリハビリテーションシステムを拡大し、すべての障害者が個別のニーズにもとづいてこれらのサービスにアクセスできるようにすること。

## 仕事と雇用（第27条）

### 指摘事項

* 1. 障害のある人、特に知的障害または精神障害のある人が、保護的な作業所や雇用形態の福祉サービスに隔離され、賃金が抑えられ ており、オープンな労働市場に移行する機会が制限されていること。
  2. 障害のある人が直面する雇用の障壁。すなわち、職場がアクセスしにくいこと、官民ともに支援と個別の合理的配慮が不十分であること、移動支援が不十分であること、障害のある人の能力について雇用者に提供される情報が不十分であること。
  3. 地方自治体及び民間企業における、障害者雇用促進法に規定された障害者の法定雇用率に関する格差、およびその実施を確保するための透明で効果的な監査メカニズムの欠如。
  4. 職場でより集中的な支援を必要とする人のためのパーソナル・アシスタンス・サービスの利用に関する制限。

(注33) comprehensiveは包括、inclusiveは包摂と訳し分けた。

32

### 是正勧告

**総括コメント**No.8(2022)**を参照し、本委員会は、持続可能な開発目標の目標**8.5**に沿って日本国に対し以下のことを勧告する。**

* 1. 障害者の保護的作業所および雇用形態の福祉サービスから、民間および公的部門における開かれた労働市場への移行を加速する 努力を強化し、包摂的な労働環境において、同等の価値の仕事に対して同等の報酬を与えること。
  2. 職場の物理的環境が障害者にとってアクセスしやすく、ニーズに合わせるようにすること。あらゆるレベルの雇用者に、個別支援と合理的配慮を尊重し、適用するための訓練を提供すること。
  3. 公共・民間部門において、障害者、特に知的・精神障害者、障害女性の雇用を奨励・確保するための積極的措置とインセンティブを強 化し、その適切な実施を確保するために効果的な監査機構を確立すること。
  4. 職場でより集中的な支援を必要とする人のための個人的支援の利用を制限する法的規定を撤廃すること。

## 十分な生活水準と社会的保護（第28条）

### 指摘事項

* 1. 障害者及びその家族が十分な生活水準を確保するために、障害関連費用をカバーする規定を含む社会保護制度が不十分であること。　b.障害年金が国民の平均所得と比較して著しく低いこと。

c.民間および公共住宅に適用されるアクセシビリティ基準に関する進捗が限定的である。

### 是正勧告

**条約第**28**条と持続可能な開発目標の目標**1.3**との関連性を考慮し、本委員会は日本国に対し以下のことを勧告する。**

* 1. 障害者に適切な生活水準を保証し、特に、より集中的な支援を必要とする人々のために、追加の障害関連費用をカバーするために、社会保護制度を強化すること。
  2. 障害者団体と協議の上、障害年金の額に関する規定を見直すこと。
  3. 民間および公共住宅に適用される法的拘束力のあるアクセシビリティ基準を確立し、その実施を確保すること。

## 政治的及び公的生活への参加（第29条）

### 指摘事項

* 1. 障害のある人の多様性に応じてた投票手続き、施設、資料のアクセシビリティが制限されていること、および選挙関連情報が不十分であること。
  2. 特に障害のある女性にとって、政治生活や行政に参加し、役職に就き、公的な機能を果たすための障壁。

### 是正勧告

* 1. 公職選挙法を改正し、投票手続き、施設、資料がすべての障害者にとって適切でアクセスしやすく、理解しやすく、使いやすいものとなるようにするとともに、選挙放送やキャンペーンなどの選挙関連情報の整備を行うこと。
  2. 障害のある人、特に障害のある女性の政治生活および行政への参加が促進され、支援技術や新しい技術の利用を容易にし、個人秘書を提供することによって、あらゆるレベルの政府において効果的に役職に就き、あらゆる公的機能を果たすことができるようにすること。

34

## 文化的生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）

### 指摘事項

* 1. 観光地や娯楽施設での限られたアクセシビリティ。
  2. テレビ番組、文化活動、電子出版物を利用するための障壁。
  3. 特に聴覚障害者、難聴者、盲ろう者に関するスポーツイベントへの参加の制限。

### 是正勧告

* 1. 小規模なものも含め、観光地や娯楽施設でのアクセシビリティを確保するための努力を強化すること。
  2. アクセシビリティに配慮された形式によるテレビ番組及び文化活動へのアクセスを確保し、利用しやすい出版物の利用可能性を高めるためのマラケシュ条約を実施するための措置を強化すること。
  3. 合理的配慮の提供を含め、すべての障害者のスポーツ活動へのアクセスを確保すること。

1. **特定の義務（第** 31 **条から第** 33 **条）**

## 統計及びデータ収集（第 31 条）

### 指摘事項

* 1. 生活のすべての分野をカバーする、障害者に関する包括的な細分化されたデータベースの欠如。　b.実施された調査において、入所施設及び精神科病院における障害のある人が漏れている。

### 是正勧告

**本委員会は、ワシントン・グループの「障害に関する質問集」と経済協力開発機構（**OECD**）の開発援助委員会の「障害のある人の包摂とエンパワメントに関する政策指標」に照らし、日本国が生活のあらゆる分野で、年齢、性別、インペアメントの種類、必要とする支援の種類、性的指向と性自認、社会経済的地位、民族性、居住地、居住施設や精神科病院などのさまざまな要素によって集計した障害者に関するデータ収集システムとデータ・ベースを開発するよう勧告する。**

## 国際協力（第32条）

### 指摘事項

**本委員会は、日本国際協力機構の「障害と開発に関するテーマ別ガイドライン」（**2015**年）に留意しつつ、国際協力事業における障害の主流化が十分に適用されておらず、障害に対する人権モデルのもと、障害者団体との密接な協議によって関連戦略やプログラムが策定されていないことを懸念している。**

### 是正勧告

* 1. 障害者団体の緊密な協議と積極的な関与のもと、すべてのレベルにおける「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施と監視において、障害者の権利を主流化すること。

b「. アジア太平洋障害者の十年」（2013-2022）及びアジア太平洋障害者のための「権利を実現する」ための仁川戦略の実施のための協力を強化すること。

36

## 国内での実施と監視（第33条）

### 指摘事項

* 1. 日本国には、人権の促進及び保護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）に沿った国内人権機関が存在しない。
  2. 条約の監視メカニズムとして設置された障害者政策委員会は、内閣府にあり、その範囲は限定されており、委員の構成に障害の多様性とジェンダーバランスの代表性が十分に担保されていない。

### 是正勧告

**本委員会は、日本国が独立した監査体制のガイドラインを考慮し、それらのメンバーが本委員会の作業に参加できるようにすることを勧告する。これを通じて日本国は、パリ原則を完全に遵守した、人権の保護に関する幅広い権限を有し、十分な人的、技術的、財政的資源を有する国内人権機関を設置すべきである。その枠組みの中で、日本国は、障害者政策委員会の独立性、多様な障害の代表 性、および委員のジェンダーバランスを担保してその公的権限を強化したうえで、障害者権利条約 が実行されることを監視することが望ましい。**

# IV.フォローアップ 情報の普及

### 本委員会は、本最終見解に含まれるすべての勧告の重要性を強調する。取るべき緊急の措置に関して、本委員会は、自立した生活と地域社会への包摂に関する第42項と、包摂的教育に関する第52項に含まれる勧告に日本国の注意を喚起したい。

1. **本委員会は、日本国に対し、本最終見解に含まれる勧告を実際に施行するよう要請する。政府および議会のメンバー、関連省庁の職員、地方自治体、教育・医療・法律などの関連専門家団体のメンバー、ならびにメディアに対し、本最終見解を現代的な社会コミュニケーション戦略を用いて伝達すること。それによりこれらの関係者が本勧告を熟慮し実行すべきこと。**

### 本委員会は、日本国に対し、定期報告書の作成に市民社会団体、特に障害者団体を関与させること を強く奨励する(注34)。

1. **本委員会は、日本国に対し、本最終見解を広く普及させることを要請する。対象には非政府組織および障害者団体、障害者自身およびその家族を含めること。誰もがアクセスできるような言語と伝達手段を用い、日本語および手話言語を含む少数言語、**Easy Read**を含むこと**(**注**35)**。人権に関する政府のウェブサイトで入手できるようにすること。**

**次回の定期報告**

### 本委員会は日本国に対し、2028年2月20日までに第2、第3および第4の定期報告書を合わせて提 出することを要請する。その報告書には、本最終見解でなされた勧告の実施に関する情報を含めること。また、本委員会の簡略化された報告手続きに則って上記の報告書を提出することを検討してほしい。すなわち、日本国の報告書のために本委員会が定めた期日の少なくとも1年前に課題のリストを作成すること。そして報告書は課題リストに対する日本国の回答で構成するものとする。

(注34) コプロダクションを強調している。作成の第一段階から対等な立場でこれらの人々が参与することが望まれる。

(注35) 少数派の人にアクセシビリティの格差が生じないような情報保障について念押しをしている。

こうした情報保障は、まさに障害者権利条約の精神そのものであり、入れ子的である。あえて条項に書かれてしまうということは、裏を返せば、書かないと実行されないだろうと思われているということを意味し、私たちはこのことを重く受け止めるべきである。

38

【参考文献】

・外務省パンフレット

https://[www.mofa.go.jp/mofaj/files/000069541.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000069541.pdf)

・内閣官房 日本法令外国語訳データベースシステム

https://[www.japaneselawtranslation.go.jp/ja](http://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja)

https://[www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/0703jisyo.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/0703jisyo.pdf)

・障害の社会モデルについての解説／熊谷晋一郎、2017

https://[www.niph.go.jp/journal/data/66-5/201766050009.pdf](http://www.niph.go.jp/journal/data/66-5/201766050009.pdf)